

## 平成24年5月より 羽曳野市民健診・前立腺がん検診が はじまります!

羽曳野市民健診とは、特定健康診査に追加して血液検査項目などを充実させた健診です。

40歳以上の羽曳野市民で、羽曳野市国民健康保険と社会保険などの医療保険にご加入の方が、特定健康診査(後期高齢者医療の被保険者の方については健康診査)を羽曳野市内と藤井寺市内の「羽曳野市民健診実施医療機関」で受診される場合に、羽曳野市独自に検査項目を追加して受診いただくことができます。

前立腺がん検診とは、PSA(前立腺腫瘍マーカー)検査で前立腺がんの可能性を知ることができる検診です。

対象となるのは50歳以上の羽曳野市民の男性です。

(2年に1回・今年度はS36年以前の偶数年生まれ)

血液検査によるPSA検査を実施します。対象者の方には健康増進課より受診券を順次郵送します。



詳細は5月号広報を  
ご参考ください。

問合せ

健康増進課(保健センター)

成人保健担当 ☎956-1000

## 40歳から74歳の羽曳野市国民健康保険に加入されている方へ

### 特定健康診査のご案内

平成24年5月から羽曳野市民健診が始まります。「羽曳野市民健診」は、特定健康診査に追加して受診する健診です。追加項目を実施することで、より一層の生活習慣病等疾病の早期発見・早期治療をめざし

ます。健診に必要な受診券は、4月下旬の発送を予定しています。自分ではなかなか気づかない生活習慣病を特定健康診査・羽曳野市民健診で早期に発見しましょう!

問合せ 保険年金課 ☎958-1111(内線1761)

## 健康・安心・やさしいまち

### 「乳幼児医療費助成」 入院時の医療費と入院時食事療養費について 「小学校6年生まで」拡大します!

子どもの「病」ほど、親にとって、つらいものではありません。本市では、将来のまちを担う、子どもたちの健やかな成長を願い、また、子育て世代の経済的負担を更に軽減させるため、平成24年4月診療分から、新たに、小学校6年生までの「入院時の医療費」と「入院時食事療養費」を助成します。

#### 対象者

小学校6年生まで(12歳の誕生日以後の最初の3月31日まで)

平成12年4月2日以降に生まれ、本市に住所を有し、健康保険に加入しているもの

※就学前までの乳幼児は、今までどおり、通院の医療費も助成の対象となります。

※なお、ひとり親家庭医療費、障害者医療費の助成を受けている人や、生活保護を受けている人は対象になりません。

#### 払い戻しに申請に必要なもの

①対象者の健康保険証②認印③領収書(保険診療点数、診療年月日、受診者名、医療機関名が記載されている原本)④保護者の口座番号の分かるもの

ただし、1つの医療機関あたり、1日につき500円(月2日限度)の一部自己負担金が必要になります。

小学生の対象者が助成を受けるには、医療機関の窓口において、助成前の健康保険の自己負担額をお支払になった後、払い戻しの申請により、助成を受けることとなります。(郵送による申請も可)

問合せ 保険年金課(内線1330)